

「多摩市LED照明器具借上」標準要求書

(1) 件名

多摩市LED照明器具借上

(2) 目的

本市は、令和 12(2030)年までのカーボンハーフ達成及び令和 32(2050)年までの二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、市有施設の照明設備のLED化を計画的に進めている。一方で、現在も多くの施設で蛍光灯照明が使用されており、水俣条約等に伴う一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入の廃止により、今後は調達や維持管理が困難になることが見込まれる。

このため、未LED化施設の照明設備について計画的かつ効率的に更新し、施設の適切な維持管理等を図るとともに、民間事業者の技術力やノウハウを活用しながら早期のLED化及び財政負担の平準化を実現するため、本事業を実施する。

(3) 履行場所

市が指定する公共施設(別紙2「LED化対象施設一覧」)

(4) 賃貸借物件

LED照明器具一式

その他、取付けに必要な資材

(5) 事業期間

① 導入・施工期間

契約締結日(令和9年3月予定)から令和 10 年9月 30 日まで

※本期間内に、対象施設の詳細調査、設計、機器更新工事及び調整、撤去処分、完了検査を終えること。

② 賃貸借期間

賃貸借開始日から5年間(60 ヶ月)

※賃貸借開始時期については、一括開始または随時開始を含め、受注者の

提案に基づき市と協議の上決定する。ただし、賃貸借に伴う支払い開始は令和 10 年 10 月を予定している。

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

※本事業で賃貸借したLED照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(6) 機器(物品)仕様

① 構造・規格等

(ア) ランプ及び附随部品は新品であること。

(イ) 取替手法については、既存照明器具の再利用を原則としてLED 照明に取り替えることを基本とし、対象とする照明は別紙4「対象とする照明の考え方」を参照すること。また、劣化したソケット(ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。)及び劣化した配線(腐食している等長期の使用に耐えられないもの。)については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。ただし、特注器具や特殊デザイン器具など、標準品のLED照明器具の採用が困難な箇所については、発注者及び施設管理者と協議すること。

(ウ) 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。

(エ) 使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とする。

(オ) 導入される機器について、JLMA301:2020 AC 直結 G13 口金直管LED光源安全規格に適合した機器の使用も可とする。同製品を導入する場合には、AC 直結 G13 口金直管LED光源に対する追加要求事項も順守すること。

(カ) 電気用品安全法(PSE)に適合していること。

(キ) 本業務に関連する JIS(日本産業規格)、JIL、JEL、JLMA(日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するものであること。

(ク) 既存器具が監視制御装置と連動している場合は連動制御できるようにすること。

(ケ) 既存器具が調色、調光器を使用している場合は、更新後も調光機能を持たせるかは施設と協議すること。

② 性能等

(ア) 光源(LED)寿命は 40,000 時間以上(光束維持率 70%以上)の製品とすること。

(イ) 外部に設置する照明器具については適切な防水性、耐候性、耐食性を

有すること。

(ウ) 既存の照明器具と同等以上の照度が確保できる器具とすること。ただし、既存の照明器具について改善要望等があった場合は、別途発注者及び施設管理者と協議すること。

③ その他

(ア) 防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

(イ) 所轄の消防署へ必要な届け出を行うこと。また、その際、消防法における改善等を指摘された場合は、発注者と協議すること。

(7) 工事(設置)仕様

① 提出書類

次に掲げる書類を期日までに発注者に提出すること。

No.	提出書類	様式	期日
①	現場代理人等通知書	提出様式第1号	契約締結後5日以内
②	施工計画書	提出様式第2号	施工前
③	発注者との打ち合わせ記録	提出様式第3号	随時
④	作業完了届	提出様式第4号	完了時
⑤	器具設置前後の写真	—	完了時
⑥	照明器具リスト(竣工)	任意様式	完了時
⑦	照明器具配置図(竣工)	任意様式	完了時
⑧	消防署等へ届け出した書類の写し	—	完了時
⑨	照度測定結果一覧	任意様式	ランプ交換前後
⑩	交換等報告届	提出様式第5号	維持管理時
⑪	その他関係法令に基づく書類 ・産業廃棄物管理票の写し(電子マニフェストも可) ・PCB 有無及びアスベスト含有に関する報告書 等	—	適宜

② 打ち合わせ協議

(ア) 受注者は、施工時、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打ち合わせ協議を実施するものとする。

(イ) 受注者は、施工前に施設管理者と施工日程、仮設計画等について、綿密に協議を行い、その内容を発注者に報告すること。

③ 施工

(ア) 照明器具は既存照明器具を使用し、LED化に必要な結線替え等を行うこと。

(イ) 結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。

(ウ) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

(エ) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書等との相違を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

(オ) 停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、その内容を発注者に報告すること。

(カ) 施工にあたり、施設運営への影響が最小限になるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。

(キ) 照明器具に付随する雑材は、全て新品であること。

(ク) 必要に応じて、作業エリアのみならず、通路及び材料置き場の各部養生を行い、他に損傷を与えないよう十分に注意すること。

(ケ) 発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成すること。

(コ) 照明器具の配置変更が必要な場合は、発注者と協議の上で可能とする。

(サ) 施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、施設管理者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。

(シ) 設置する照明器具について、賃借物件であることが分かるように新貸借期間を記載したラベル等を貼付すること。

(ス) 施工用資材等の搬入及び搬出経路については、施設運営上支障にならないよう留意すること。

(セ) 施設の敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理者の承諾を得ること。なお、施設の敷地が狭い等の理由で駐停車場所を十分に確保できない場合は、受注者が確保すること。

(ソ) 劣化している配線器具、電線については発注者と協議のうえ交換し、安全に設置すること。

(タ) 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化し、十分耐えうるものでない場合は、発注者と協議のうえ、交換又は落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。

- (チ) 撤去した照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し受注者の負担で適正に処理することとし、産業廃棄物を適正に処理したことがわかるものを提示、提出すること。
- (ツ) 既存器具の撤去に伴い、天井の補修塗装等が必要な場合は受注者の負担で行うこと。
- (テ) 施工期間中、火災保険又はそれに代わる保険等に参加すること。
- (ト) 本仕様書にない事項について、「東京都電気設備工事標準仕様書」の最新版に準拠するものとし、順守すること。
- (ナ) 設置作業に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (ニ) 必要に応じて、作業の各段階において発注者立ち会いのもと確認を受けること。
- (ヌ) 設置作業にあたり施設内の電気、水道等を使用することができるものとする。
- (ネ) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (ノ) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- (ハ) PCBを含む安定器等があった場合は、取扱いについて本市と協議すること。
- (ヒ) アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。

(8) 物品の性能保証

- ① 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- ② 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下(設置後5年以内に設置後照度測定の平均照度の70%未満)、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、迅速かつ適切に修理、物品の取替え、代替え等を行うこと。また、修理等の措置を講ずる場合は、施工について施設管理者と十分に打合せを行うとともに、修理等が生じた旨(対応日、対応者、原因、措置内容等)を本市に書面で報告すること。なお、様式は任意とする。
- ③ 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。なお、様式は任意とする。
- ④ 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

(9) 入札金額

- ① 入札金額は 60 ヶ月分の賃貸借料(税抜き)とする。
- ② 賃貸借料にはLED照明の結線替え工事費用・産業廃棄物処分費用を含めるものとする。

(10) その他

- ① 賃貸借開始時期については、(5)②のとおりとするが、受注者は、賃貸借期間開始を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- ② 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得ることとする。
- ③ 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、施設管理担当の承諾を得ることとする。
- ④ 本仕様書に記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、本市と協議をし、これを処理するものとする。

以上